⑶　実施する期間
イ　平成29年３月１日から平成29年11月30日まで（ただし、会社が別途定めて申込サイトで告知する日を除く）。
ロ　平成29年７月１日から平成29年11月30日まで（ただし、会社が別途定めて申込サイトで告知する日を除く）。
ハ　平成29年６月15日から平成29年11月30日まで（ただし、会社が別途定めて申込サイトで告知する日を除く）。
⑷　適用区間
①　発着エリア
イ　彦根エリア
中央自動車道西宮線の彦根インターチェンジから湖東三山インターチェンジまでの区間。
ロ　一宮エリア
中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間。
ハ　名古屋エリア
第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから春日井インターチェンジまでの区間。
ニ　豊田・岡崎エリア
第一東海自動車道の音羽蒲郡インターチェンジから東名三好インターチェンジまでの区間及び第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまでの区間。
ホ　首都圏エリア①
第一東海自動車道の東京インターチェンジから東名川崎インターチェンジまでの区間。
ヘ　首都圏エリア②
第一東海自動車道の横浜青葉インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの区間。
ト　首都圏エリア③
第一東海自動車道の厚木インターチェンジから海老名インターチェンジまでの区間。
チ　首都圏エリア④
中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジ及び調布インターチェンジ。
リ　首都圏エリア⑤
中央自動車道富士吉田線の府中スマートインターチェンジ及び国立府中インターチェンジ。
ヌ　首都圏エリア⑥
中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の高尾山インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの区間。
ル　首都圏エリア⑦
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の圏央厚木インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間。
ヲ　首都圏エリア⑧
一般国道１号（新湘南バイパス）の藤沢インターチェンジから茅ヶ崎海岸インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでの区間。
ワ　上越エリア
東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道上越線の上越高田インターチェンジから上越ジャンクションまでの区間及び東日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の上越インターチェンジから上越ジャンクションまでの区間。
カ　中越エリア
東日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の長岡北スマートインターチェンジから長岡インターチェンジまでの区間。
ヨ　下越エリア
東日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の新潟西インターチェンジから三条燕インターチェンジまでの区間。
②　周遊エリア
イ　北陸自動車道の敦賀ジャンクションから金津インターチェンジまで及び近畿自動車道敦賀線の大飯高浜インターチェンジから敦賀ジャンクションまでの区間。
ロ　北陸自動車道の金沢東インターチェンジから朝日インターチェンジまで及び東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。
ハ　北陸自動車道の金沢東インターチェンジから朝日インターチェンジまで及び東海北陸自動車道の郡上八幡インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。
ニ　近畿自動車道敦賀線の小浜インターチェンジから敦賀ジャンクションまでの区間及び北陸自動車道の敦賀ジャンクションから黒部インターチェンジまでの区間。
ホ　北陸自動車道の富山インターチェンジから黒部インターチェンジまでの区間。
ヘ　北陸自動車道の福井インターチェンジから金津インターチェンジまでの区間。
⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

変更公告の変更

平成29年３月31日に公告した企画割引「2017みえドライブプラン」について、次のとおり改める。

企画割引「2017みえドライブプラン」

⑴　割引をする自動車
①　周遊エリア内乗り放題コース（２日間）
⑶①に定める期間のうち連続する２日間以内に⑷①イに定める周遊エリアを通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
②　周遊エリア内乗り放題コース（３日間）
⑶①に定める期間のうち連続する３日間以内に⑷①イ定める周遊エリアを通行する軽自動車及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。
③　首都圏発着①エリア　みえ周遊コース
⑶①に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②イに定める区間内のインターチェンジから⑷①イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①イに定める区間を通行する軽自動車及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。